

通帳発行形態に関する特約

第1条（特約の適用範囲）

この特約は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます）が当行に有する普通預金口座（中銀総合口座を含みます。以下同じ）について、普通預金規定（または中銀総合口座取引規定）に加えて適用されます。ただし、普通預金規定（または中銀総合口座取引規定）と本特約の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、本特約で定めた内容が優先するものとします。

第2条（通帳の選択・変更）

1. 普通預金口座の利用にあたって、預金者は、紙通帳、無通帳のいずれかの形態を選択するものとします。発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。
2. 無通帳を選択する場合には、キャッシュカードの発行が必要です。なお、無通帳を選択した場合、現金自動預入支払機を利用した取引のうち、通帳を使用する以下のお取引ができなくなります。
 - ① 当該無通帳の口座を入金口座とした振替取引
 - ② 定期預金取引
3. 第4条により紙通帳から無通帳へ発行形態の変更を行う場合、既に発行しているキャッシュカードをご利用いただきます。

第3条（通帳発行時の手数料について）

1. 当行所定の日以降に新たに開設された普通預金口座について、紙通帳を選択する場合（第5条第1項に基づき無通帳から紙通帳へ発行形態の変更を行う場合を含みます）、当行所定の手数料をいただきます。ただし、預金者が当行の定める年齢要件を満たす個人（18歳未満または75歳以上の個人）である場合または、開設された普通預金口座が当行の定める要件を満たす口座である場合には、手数料をいただきません。
2. 前項の手数料は、口座開設時に通帳の発行を行う際に現金もしくは当行所定の方法により当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。また、当行所定の日以降に繰越する際に店頭等で通帳の発行を行う場合については、当行所定の方法により当該預金口座からその金額を引き落とすことでお支払いいただきます。
3. 繰越時に通帳の発行を行う場合であって、預金口座の残高不足等により、手数料が支払われない場合、通帳の発行を行うことはできません。

第4条（紙通帳から無通帳への切替え）

1. 当行所定の方法（当行所定の手数料の支払いを含みます。）により、既存の紙通帳を無通帳に切替えることができます。
2. 無通帳への切替えの対象は普通預金通帳、あるいは総合口座通帳が対象となります。ただし、別冊通帳扱いの総合口座定期預金は対象外とします。
3. 紙通帳を無通帳へ切替えした場合、紙通帳は無通帳に変更した時点でご利用いただけなくなります。

第5条（無通帳から紙通帳への切替え）

1. 当行所定の方法（当行所定の手数料の支払いを含みます。）により、無通帳から紙通帳に切替えることができます。
2. 無通帳を紙通帳に切替える場合、無通帳の間の取引明細は通帳へ記帳いたしません。
3. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、原則として無通帳から紙通帳へ切り替えます。

第6条（取扱店の範囲）

1. 無通帳を選択した場合、原則、現金自動預入支払機、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス、またはちゅうぎんアプリのいずれかのご利用によりお取引いただきます。
2. 無通帳を選択した場合であって、当行の店舗をご利用の場合、口座開設店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

第7条（取引明細の確認）

1. 無通帳を選択した場合、取引明細（総合口座定期預金はお預り明細）（以下、「取引明細」といいます。）は、ちゅうぎんアプリ、ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキングサービス等（以下、「ちゅうぎんアプリ等」といいます。）による電子的方法によりご確認いただきます。
2. ちゅうぎんアプリ等で提供する取引明細の照会期間は当行所定の期間とします。

第8条（預金の受入れ）

1. 店頭で無通帳の普通預金口座に現金、手形、小切手等を受入れる場合、該当の口座のキャッシュカードを提出のうえ、当行所定の入金票に記入してください。
2. キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料が必要となる場合があります。

第9条（預金の払戻し）

1. 店頭で無通帳の普通預金口座から払戻しをする場合、該当の口座のキャッシュカードを提出のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してください。
2. 場合により、当行所定の本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の払戻しをお断りすることがあります。

第10条（無通帳の普通預金口座の解約）

無通帳の普通預金口座を解約する場合には、該当の口座のキャッシュカードと届出の印章を持参のうえ、当行国内本支店の店舗に申し出てください。ただし、当該口座の残高が1万円に満たない場合には、キャッシュカードと本人確認書類を持参いただき、本人確認を行ったうえで、解約できることとします。なお、本条第1文に基づく解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、口座の解約をお断りすることがあります。

第11条（印鑑照合等）

紙通帳を選択したか無通帳を選択したかにかかわらず、当行が、該当の口座にかかる払戻請求書等に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条（特約の変更等）

当行は、この特約を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の特約にしたがい取扱うものとしてします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本特約の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

（2024年10月1日現在）